

大阪市監査委員 船 場 太 郎
同 勝 田 弘 子
同 川 村 恒 雄
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 17 年 10 月 6 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

大阪市は、市役所地下駐車場を長年にわたり、大阪市労働組合連合会（以下「市労連」という。）、大阪市職員労働組合（以下「市職」という。）、大阪市従業員労働組合（以下「市従」という。）（以下、これらを「3組合」という。）の執行役員らに無料で駐車を認めてきたことが、9 月 22 日のテレビ報道により判明した。また、3組合は、市役所地下 1 階の組合事務所を格安（8 割引き）で便宜供与されていることも明らかになっている。これらは、市の財産の適切な管理及び違法な公金の徴収を怠る行為であり、市に損害を与えている。

駐車場は、地下 2 階は主に一般来訪者が利用しているが、地下 2 階と 3 階は市関係者及び公用車の駐車用となっている。市役所の 3 組合の執行役員らは、平成 16 年度まではマイカー通勤で 6 台から 8 台の車を毎日自由に駐車していたということであるが、ヤミ年金・退職金やヤミ専従問題に世間の批判が強まったことから、平成 17 年 4 月 1 日より市の使用許可書に基づき使用料を支払っている。

平成 17 年 4 月 1 日から許可を得て使用している駐車場の使用料は次のとおり。

使用者	区分	面積	使用料(年)	減免なし料金
市労連	地下 3 階	14.14 m ²	134,747 円	673,738 円
市職	地下 3 階	14.14 m ²	134,747 円	673,738 円
市従	地下 3 階	15.14 m ²	12,039 円	4 月のみ
		14.14 m ²	134,747 円	733,930 円
合計			416,280 円	2,081,406 円

また、8割の減免措置はその根拠もなく、違法・不当な減免である。

以上のことから、監査委員に対し、次のように勧告することを求める。

市長は、駐車場の管理担当者及び徴収権者らに3組合などから過去10年分の駐車場使用料相当額（減免措置なしの金額）約2千万円を徴収させ、市の損害を回復させるなど必要な措置を講ずること。なお、使用料の徴収権が消滅した分については、不当利得返還請求権に基づき、市は市長ら市の役員及び徴収の担当者らに連帯して、市の損害を補填させること。

以上、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき、事実証明書を添付して請求する。なお、請求内容に1年の期間を過ぎたものも含まれているが、労働組合への使用料免除は文書もなく秘密裡に行われてきたものであり、今回のテレビ報道によってはじめて市民が知り得たので、期間徒過に正当理由がある。

事実証明書 ・大阪市行政財産使用許可書
・「労働組合にかかる本庁舎地下駐車場使用料について」

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

2 請求の受理

本件請求において対象としているのは、3組合が使用してきた本庁舎地下公用車駐車場（以下「本件駐車場」という。）に係る過去10年分の使用料相当額の徴収を市が怠っていることであるが、平成17年度については、目的外使用許可とともに減免処分を行っていることから、本件駐車場使用料の減免が違法・不当な財産の処分にあたるかどうかについて監査請求がなされたものと解する。

また、使用料は、法及び条例に基づき徴収することができるものであり、公法上の権利と認められるところ、法236条により5年間これを行わないときは時効により消滅すると規定されている。なお、職員等への損害賠償請求についても同様である。

したがって、本件駐車場に係る過去5年分の使用料相当額の徴収を怠る事実及び平成17年度における本件駐車場使用料の減免処分について、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件駐車場の使用に係る過去5年分の使用料相当額の徴収を市が怠っていることが、請求人の主張する事項から違法・不当に財産の管理を怠る事実にあたるか。また、平成17年度における本件駐車場使用料の減免が違法・不当な財産の処分にあたるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年10月24日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・今年度から使用許可書をとって徴収し、それまでは徴収していなかったというのは市と労働組合がなれあいになっていたことを示している。
- ・使用許可が行われていないということはヤミで行っていたということであり、条例・規則違反である。
- ・月 5 万 5 千円～6 万円が北区の相場であり、市民感情からしても不可解だ。
- ・なぜ 8 割引なのか。減免は理屈にあっているか。

3 監査対象局の陳述

総務局を監査対象局とし、平成 17 年 11 月 15 日に総務局長ほか関係職員から陳述を聴取した。

4 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、3 組合に対して関係人調査を実施した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 行政財産目的外使用許可の根拠法令等

ア 根拠法令

法第 238 条の 4 第 1 項において、行政財産を貸し付け、譲与し、私権を設定するなどはできないとされ、同条第 4 項において、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされている。また、同法第 225 条において、普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができることとされている。

財産条例（昭和 39 年大阪市条例第 8 号）第 6 条において、法第 238 条の 4 第 4 項の規定による行政財産の目的外使用の許可の期間は 1 年以内とするとされており、同条例第 7 条において、建物に関する使用許可を受けた者は、1 月につき時価の 1,000 分の 6 と当該建物又はその部分にかかる土地使用料相当額との合算額以上の使用料を納付しなければならないとされている。

また、同条第 3 項において、公共的団体において公益事業などの用に供するとき、あるいは災害その他特別の事由により財産管理者が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができることとされている。

イ 行政財産目的外使用許可に係る取扱い

「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」（平成 6 年財第 4563 号）において、行政財産の使用を許可することができる範囲の基準として、①公の施設の利用者、職員等当該施設を利用又は使用するため、食堂、売店、理髪所その他の厚生施設を設置する場合、②その他本市の事務事業上やむを得ないと認められる場合などが挙げられている。

また、「本庁舎にかかる行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収につい

て」（昭和 57 年 7 月総務局長決裁）において、本庁舎の目的外使用許可については、福利厚生施設（診療所・食堂・売店等）、労働組合、金融機関等に許可してきたが、使用料については、これまで一部（金融機関・喫茶室）を除いて全額を免除していた。今般の新庁舎（第 1 期）完成に伴い、庁舎の目的外使用許可にあたっては従前の慣行を改め使用料等を徴収することとし、必要な場合は一定の減免を行うこととされた。また、労働組合等（市職本部、市従本部、市労連本部など）については、労使間における便宜供与の慣行等を勘案し、使用料は 20%（光熱水費は 50%、空調費は 20%）を徴収することとされた。

ウ 労働組合法

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 7 条において、使用者は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えることをしてはならない。ただし、最小限の広さの事務所の供与を除くとされている。

なお、「注釈労働組合法、労働関係調整法」によると、事務所の供与は、単なる経費援助の禁止の除外例といった消極的意味においてとらえられるべきものではなく、むしろ団結権保障に伴う組合活動の物質的基盤の提供といった積極的意味においてとらえられるべきものということができ、合理的な理由無しにその提供を拒めば不当労働行為の成立が認められるべきであろうとされている。

(2) 本件駐車場に係る許可等

ア 平成 17 年度

「本庁舎行政財産目的外使用許可について(新規)」(平成 17 年 3 月総務局長決裁)により、3 組合に対し、それぞれ立体駐車場(2 台分。ただし、市従については 4 月のみ平面駐車場を含め 3 台分)の使用許可がなされている。

(ア) 許可申請及び使用許可

平成 17 年 2 月 28 日付けで、3 組合より駐車場に係る行政財産使用許可申請書及び行政財産使用等の減額申請書の提出があり、平成 17 年 4 月 1 日付けで市長名の行政財産使用許可書(平成 17 年大阪市指令総務第 2 号)により各組合執行委員長宛て通知されている。

(イ) 3 組合からの減額申請理由

上記(ア)の減額申請書によると、減額申請理由は、職員の労働条件の維持向上及び市政の発展のための調査・研究活動に日夜努力しており、その日常業務遂行のために駐車場が必要であるが、職員の分担金により運営していることから、財政事情は極めて困難であるため、とされている。

(ウ) 許可条件

行政財産使用許可書第 9 条において、使用者は使用物件を他の者に使用させてはならないとされ、第 10 条において、使用者がこの許可書の各条項に違反したとき、あるいは不正の手段によってこの許可を受けたときは、使用許可の取消し又は変更をすることがあるとされている。また、第 14 条において、市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができることとされ、第 15 条において、本許可の各条項に関し疑義があるとき、その他物件使用について疑義を生じたときは、す

べて市長の決定するところによるとされている。

(エ) 許可内容

使用許可及び減免の内容は次表のとおり。

なお、市従のB2階駐車場（平面：1台分）については、平成17年4月20日付けで市従より変更許可申請書が提出され、平成17年4月30日を持って許可が取り消された。

使用者	用途	場所	面積等 (㎡)	H17 使用料年額(円) (減免なし)	減免率 (%)
市労連 (2台分)	駐車場	B3	14.14	134,747 (673,738)	80
	駐車場 (設備)	〃	1基	9,708 (9,708)	—
	駐車場 (空調)	〃	14.14	1,728 (8,653)	80
	計			146,183 (692,099)	
市職 (2台分)	駐車場	B3	14.14	134,747 (673,738)	80
	駐車場 (設備)	〃	1基	9,708 (9,708)	—
	駐車場 (空調)	〃	14.14	1,728 (8,653)	80
	計			146,183 (692,099)	
市従 (2台分) 4月のみ 3台分	駐車場	B3	14.14	134,747 (673,738)	80
	駐車場 (設備)	〃	1基	9,708 (9,708)	—
	駐車場 (空調)	〃	14.14	1,728 (8,653)	80
	駐車場 (4月のみ)	B2	15.14	12,034 (60,172)	80
	駐車場 (空調) (4月のみ)	〃	15.14	154 (810)	80
	計			158,371 (753,081)	
総合計				450,737 (2,137,279)	

イ 平成16年度

「市庁舎定期清掃（床洗浄・ワックス塗装・フィルター・ガラス・照明器具・アネモ等清掃）12月分の実施について」（平成16年11月総務局決裁）に添付さ

れた地下2階、地下3階平面図により、市労連に2台、市職に4台、市従に5台のスペースが割当てられていることが確認できる。なお、地下3階に係る定期清掃は年1回実施しているとのことであり、この決裁は1年保存となっていることから、それ以前の地下3階の定期清掃実施に係る決裁は現存しない。

また、平成16年12月からは、公用車駐車場使用許可申請書により、市職2台分、市従3台分（組合専用車1台含む。）の車種・色・車番が届けられ、本件駐車場を使用する車両の登録が行われている。使用目的は労働組合活動上必要な車両の駐車のためとされている。なお、市労連の使用する駐車場2台分については、同許可申請はなされていない。

(3) テレビ報道と市の対応

9月22日のテレビ報道によると、8月から9月にかけて組合幹部等の車が1か月以上にわたりほぼ毎日、多い日は7～8台が駐車されている。駐車場は組合活動にのみ認められている。駐車場の管理者によると、登録車以外の組合の車が駐車することについての連絡はないとのことである。また、総務局による、目的を逸脱した利用方法ということになるのであれば問題であり、決められた台数をはるかに超えた台数の駐車については非常に不適切な利用状況だと思ふとの見解が示されている。

9月22日付け市長名の「本庁舎地下駐車場の利用について」により、3組合の各執行委員長宛て、今後許可条件に反した使用実態が判明した場合には、行政財産目的外使用許可にかかる許可条項第10条第1項第2号により使用許可を取り消すこととなる旨、通知されている。

同通知において指摘されている不適切な使用実態としては、市労連については「本市労働組合員のものと思われる特定の車両が頻繁に駐車されているといった、来客車両が駐車されているとは認めがたい使用実態」とされ、市職及び市従については「許可場所以外（許可外駐車場、車路など）への駐車、非登録の車両が頻繁に駐車されている、といったマイカー通勤と指摘せざるを得ない使用実態」とされている。

(4) 公用車駐車場の管理体制

総務局長と委託業者との間で、市庁舎地下公用車駐車場管理業務委託及び物品搬入車両等管理誘導業務委託に係る契約が締結されている。

入庫確認は、地下公用車駐車場管理日誌に添付された「地下2階、地下3階への入庫車調」（以下「入庫車調」という。）により、休日を除く午前8時から午後5時までに目視等にて確認された入庫車両の時間、入庫場所、車両番号、行先・用件について報告が行われ、総務課長代理まで供覧がなされている。組合名については「行先・用件」欄に記載されている。

この入庫車調は1年保存であり、平成16年度以降のものが現存している。

(5) 公用車駐車場の使用状況

入庫車調によると、平成16年4月から平成17年10月までの3組合の本件駐車場への入庫状況は次のとおりである。

ア 市労連

- ・入庫記録が確認できる日は、概ね3分の1程度である。
- ・入庫された車両では、同一車両番号の頻繁な入庫記録は見られない。
- ・テレビ報道後の入庫記録は1台のみである。

イ 市職

- ・登録車両（2台）は月の半数以上の日に入庫記録があり、入庫時間は概ね8時台である。
- ・非登録車両が毎日のように数台程度、多い日は7～8台の入庫記録がある。
- ・非登録車両の入庫時間は、8時台から9時台が3～4割程度である。
- ・入庫された車両が同一日に再度入庫された記録が多い月でも1割程度である。
- ・テレビ報道後、非登録車両の入庫記録はない。

ウ 市従

- ・組合所有車を含め登録車両（3台）の入庫記録がほとんど見られない。
- ・平成16年11月までは半数以上の日で10台以上の入庫記録があるが、12月以降漸次減少しており、平成17年度は3～4台程度入庫記録のある日は3分の1程度となっている。
- ・非登録車両の入庫時間は、8時台から9時台が3～4割程度である。
- ・入庫された車両が同一日に再度入庫された記録が多い月でも1割程度である。
- ・テレビ報道後、登録車両及び非登録車両とも入庫記録はない。

(6) 他の政令指定都市の状況

他の政令指定都市13市のうち、目的外使用許可を行ったうえで労働組合に対し駐車場所を供与しているのは2市、目的外使用許可を行わず駐車場所を供与しているのは4市、公用車駐車場内の空きスペースに駐車可能としているのが3市であり、いずれも使用料は徴収していない。なお、4市については駐車場所を供与していない。

2 監査対象局の陳述

公用車駐車場の労働組合の使用については、平成16年度までは、行政財産目的外使用許可を行っている事務室に付随するものとして、資料等の搬送、組合役員の移動や来客車両の駐車など、労働組合の活動に必要な最小限の範囲で便宜供与を行ってきた。しかしながら、昨年来、今の社会経済の状態や市民感覚とは著しくかけ離れた職員の処遇の問題について、市民の方々をはじめ各方面から厳しい指摘を受けており、こうした状況のなかで、労使関係のあり方についても、より厳格なものに改めていかねばならないと考え、労働組合の駐車場の使用についても、財産条例第6条の規定に基づき、本年度から期間を1年として行政財産目的外使用許可を行い、使用料を徴収している。

使用料については、労働組合に行政財産目的外使用許可を行っている事務室の減額率と同様に80%の減額としている。

他の政令指定都市13市の労働組合の駐車場の使用状況について、2市が行政財産目的外使用許可を行ったうえで使用料の全額免除を行っており、7市が無償で便宜供与を行い使用を認めている。また、残りの4市においては、専用駐車場の便宜供与を

行っていない。なお、労働組合の事務室については、庁舎内に事務室のある 11 市において、行政財産目的外使用許可を行い使用料の全額免除を行っている。

しかしながら、9 月 22 日のテレビ放送で駐車場の使用について、許可条件に違反する不適切な使用実態が明らかになり、私どもとして管理が不十分であったことを反省し、入庫時のチェックを徹底するとともに、各労働組合に対し是正を申し入れた。

労使関係の適正化について全市をあげて取り組んでいるときに、このような実態が明らかになり、市民の方々からの厳しい批判があるなかで、不適切な使用に結びつくような駐車場の使用許可を与えることは適切でなく、市民の理解を得られないと考え、来年度以降は見直していきたい。

(追加説明)

委託業者から日誌が提出されており、入庫時間、車両番号はわかるが出庫時間が不明であり、使用実態の判断は難しい。

現時点でも市職員所有の車両は認めない運用を行っているが、組合職員の車両を登録しており、業務か通勤か曖昧になっているので来年度からは一切認めない方向である。

3 関係人調査の結果

3 組合からの、駐車場の使用実態に係る回答の概要は次のとおりである。

(1) 市労連

各関連団体の方々などが、市労連に来庁の際に利用している。入庫状況は、頻繁に本市労働組合員の利用があるとはいえ、むしろ来客用の利用であることを示している。市労連は連合体であり、所在場所が離れた単組があり、会議などで緊急を要した場合などに利用してきた実態があり、登庁用の使用等はない。

10 月以降、入庫の際に事前の届出が必要であるため有料駐車場を利用された場合や、自主的に公用車駐車場の利用を避けている実情があると考えている。時間内組合活動の制限等により、時間外及び休日の公用車駐車場の利用は増加している。

(2) 市職

登録車両は、市職の職員の所有する車両であり、組合の日常業務に使用していた。具体的には、登庁前に本庁舎以外の労働組合への連絡調整、資料・物品の搬送等の業務を行い、その後本庁舎に登庁し駐車している場合もあった。登庁後車を利用し、本庁舎以外の労働組合に上記の業務を行っている場合もあり、その場合は時間的に自宅に直帰する場合や本庁舎に再度帰ってくる場合もあった。また、緊急時に本庁舎以外の労働組合等との連絡調整等に使用するため駐車していた。非登録車両についても、組合役職員が駐車場を利用し、上記の日常的な活動を行っていたが、テレビ報道後、誤解を生じないように登録車両を基本に業務遂行することとした。

(3) 市従

市内・外に点在する支部拠点や現場への資料等の搬送等の組合活動を円滑に運営するために、一部、車の使用も行ってきた。また、市民協働の取組みの活性化を図るため協力要請等に必要なりーフレット及び資料を大量に積んで各団体に要請に

回っていた。しかし、今後も従来どおりの使用を続けることにより、市民・組合員に誤解されることを考慮し、できる限り車の使用は行わず、やむなく車の必要な場合はタクシー・レンタカー等の使用や有料駐車場を使用することを内部において取り決め、対応を行ってきた。

登録車両は、主に組合雇いの職員の車であるが、登録車両では積載物の量や、乗車人数の関係から無理が生じ、やむなく非登録車両を使用してきた。具体的には、市従本部に集合し、リーフレットや資料を必要部数積み込み、各団体に要請に回り、終了後は電話連絡を行い必要がなければ直帰していたので、1日に複数回の入庫記録がなかったと思われる。

4 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、公用車駐車場に3組合の執行役員らがマイカー通勤で毎日自由に駐車し、平成16年度までは無料で、平成17年度からは使用料を支払っているが8割減免はその根拠もなく、違法・不当であり過去10年分の使用料相当額（減免なしの額）の損害を回復させるよう主張している。

(1) 使用料の徴収

法第238条の4第1項は、原則として、行政財産を貸し付ける行為を禁止しているが、同条第4項では、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされており、法第225条においては、許可を受ける行政財産の使用につき使用料を徴収することができるとされている。

これを受け本市では、財産条例第7条第1項において、使用許可を受けた者は使用料を納付しなければならないと定めているから、使用許可により使用料の徴収義務が生じることとなる。

一方、財産条例第7条第3項では、公益のために使用する場合あるいは財産管理者が特に必要と認めた場合には使用料を減免することができると規定され、具体的な減免の割合については特に規定は設けられていないことから、減免及びその割合は財産管理者の合理的な裁量判断に委ねられていると解するほかはない。

本件駐車場使用について見てみると、平成16年度以前は、公文書上、使用許可を行った形跡が見当たらないが、少なくとも平成16年11月においては、平面図により3組合が公用車駐車場の一部を使用していた事実は認められ、総務局の説明においても、事務所に付随するものとして必要最小限の範囲で便宜供与を行ってきたと認めている。

本庁舎の目的外使用許可については、昭和57年の現庁舎移行時の総務局長決裁に基づいて行っており、その中で労働組合に対する使用料は、従前の無償という慣行を見直し20%の徴収とされ、事務所に対して使用許可手続きのうえ徴収しているところ、駐車場については、事務所に付随するものとして便宜供与を行ってきたのであり、実質上は無償供与してきたものと見なさなければならない。

そして平成17年度においては、3組合から、組合の日常業務遂行のための駐車

場として使用許可申請がなされ、総務局においては、この申請に基づき使用許可及び事務所に準じた減免処分がなされたものであるから、平成 16 年度以前における事務所に付随するものとの事由は、組合の日常業務のためと同様に見るべきである。

ところで、労働組合法では、労働組合の運営のために事務所の供与が認められており、事務所に駐車場が付随するというところまでは定かでないが、他の政令指定都市においては労働組合の事務所及び駐車場の使用について使用料を徴収している事例は見られないことから、この無償供与又は減免処分をもって、裁量の範囲を逸脱しているということとはできない。

しかしながら、請求人が主張するように毎日のようにマイカー通勤で自由に使用されていたとなると、事務所に付随する組合の日常業務遂行のためという条件に反するものといわねばならず、無償供与又は減免処分の根拠を欠くものとなる。

(2) 使用実態

使用実態を検証するにあたっては、当該駐車場の平成 16 年度以降の入庫車調（保存期限 1 年）が存在し、入庫時間のみの記録であることや駐車場管理人の目視等による記録であるため正確性に不十分さが残るものの、その分析により大方の傾向を把握することができる。

また、平成 16 年 12 月からは、使用する車両の種類及び番号を登録するようしており、市職については組合職員所有の車両 2 台、市従については組合所有の車両 1 台及び組合職員所有の車両 2 台をそれぞれ登録し、市労連については来客用に利用するため登録は行っていないことが認められる。

入庫車調の分析によると、市職及び市従においては、平成 16 年度では大半の日数において供与を受けたスペースを上回る台数の入庫記録が見受けられ、また、平成 17 年度においても、許可を受けたスペースを上回る台数の入庫記録が毎月複数件は見受けられる。このことは、供与又は許可を受けた条件を超える駐車が行われていた蓋然性が存在するものであり、入庫時間が同一でないため全てがそのような駐車であるとはいえないまでも、供与又は許可を受けたスペースの 2 倍を超える入庫記録の日が多数存在し、そのような駐車の実態が相当あったと推認せざるを得ない。

また、市職及び市従においては、同一日に同一車両の複数回の入庫記録が稀であることから、組合の日常業務のための使用とは必ずしも整合しないところ、関係人調査によると、登庁前や退庁後に外部団体との連絡や資料の運搬といった組合業務を行うため 1 日 1 回の入庫記録が多くなっているとのことである。このことは、個人所有の車両であるが故そのような使用実態にならざるを得ないものであるが、そのような車両を使用する組合業務が毎日のように行われていたとまでは考えにくく、結果的には、登庁への使用実態が存在したと推認せざるを得ない。

また、市従においては登録車両の入庫記録がほとんど無く、市職においては登録車両が使用している日においても、それぞれ非登録車両の頻繁な入庫記録が見受けられるが、テレビ報道され本市からの申入れが行われた以降は、非登録車両の入庫記録は全くといっていいほど見られない。このことについての関係人調査では、登録車両では対応しにくく、また、テレビ報道後は原則として車両は使用しないある

いは登録車両のみの使用としたことによるものであるとのことであるが、日常業務に使用する車両として登録したのは組合業務への使用を明確化するためのものと解され、そのような使用実態は、当初からルールが守られておらず、そのこと自体が条件に反する使用ということになる。

市労連については、来客用と位置付けた用途条件に反する使用を行っていたと見なされる実態が一部指摘されているが、入庫車調を全体的に見れば月の半数にも満たない入庫記録であり、入庫の車両番号が一定ではないことから、組合役員等が日常的に登庁に使用していたとまではいえない。

以上のことを考え合わせると、市職及び市従については、条件に反して組合役員等の登庁にも使用されていた蓋然性が存在する上、供与又は許可を受けたスペースを上回る使用や非登録車両の日常的な使用といった実態に鑑みれば、供与又は許可を受けた条件を逸脱し又はその権利を濫用していた部分があると受け止めざるを得ないものである。

なお、市従が平成 17 年 4 月まで所有していた車両については、常時駐車していた蓋然性が高く、日常業務にもほとんど使われなかったと推定できるが、組合役員等の登庁に使用された形跡は見受けられないことから、当該車の使用していたスペースについては条件に反する使用ということとはできない。

(3) 減免等の根拠

使用許可については、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲において行うことができるものであるところ、本市では使用許可書において許可条件に反する使用があれば使用許可の取消し又は変更をすることがあると定めており、このたび、3 組合に対し、許可範囲を超える不適切な使用実態が明らかになったとして、今後このような使用実態が判明した場合は、使用許可を取り消すこととなるとの申入れを行っている。

ところが、使用料の減免については、公益のためのほか特段の合理的な理由が求められるものであり、無償供与においても同様に解すべきであるところ、供与又は許可の条件に反する使用に対しての合理的な理由は存在しない。

そうすると、無償供与又は減免処分を受けたのは、あくまでも事務所に付随する組合の日常業務に特に必要と認められた一定の条件のもとでの使用に対してであり、結果として条件に反する使用を行っていた部分が存在するのであるから、その程度如何によっては、無償供与又は減免処分の根拠が存在しないといわざるを得ない。

前述のように、市職及び市従においては、組合役員等の登庁への使用及び供与又は許可を受けたスペースを上回る使用が推認されるところであるが、組合の日常業務と混在していることや入庫時間が様々であることから、その程度を判然とさせるのは極めて困難である。しかし、平成 16 年 12 月以降においては、非登録車両の使用が明らかであり、そのような状況が重なった程度を考慮すれば、無償供与又は減免処分の根拠は認め難い。

したがって、平成 16 年度の 12 月から 3 月については、供与を受けたスペースに当たる使用料相当額（約 46 万円）、また、平成 17 年度の 4 月から 9 月については、許可を受けたスペースに当たる使用料減免額（約 54 万円）について、市職及び市

従（それぞれ約 50 万円）に対し、支払いを求める必要があると判断する。

5 結 論

以上の判断により、使用料相当額の徴収を求める請求人の主張には一部理由があると認められるので、次のとおり勧告する。

勧 告

監査の結果、市職及び市従においては、駐車場の無償供与又は減免処分を行った条件に反する使用実態が推認され、無償供与又は減免処分の根拠が存在しない部分があると判断されることから、措置を講じる必要があるので、法第 242 条第 4 項の規定により、次の措置を 2 か月以内に講じられるよう勧告する。

記

- (1) 市職及び市従に対して、平成 16 年度の 12 月から 3 月までの供与スペースに当たる使用料相当額について、精査のうえ支払いを求めること
- (2) 市職及び市従に対して、平成 17 年度の 4 月から 9 月までの許可スペースに当たる使用料減免額について、精査のうえ支払いを求めること

(意 見)

総務局においては、今回テレビ報道されたような不適切な使用実態を把握していなかったものであるが、平成 17 年度当初の使用許可及び使用料減免の処分決定にあたっては、労働組合も含めた職員厚遇問題が大きく取り上げられていた最中でもあり、駐車場管理日誌等により使用実態を十分精査のうえ厳正に対処すべきであったといわねばならない。今後の使用許可等の取扱いにあたっては、現状認識の下に一層厳正に対処することを求めるものである。